

## 令和 8 年度 仙台市水防計画（案）について

## 主な修正事項

## 1 新たな防災気象情報の運用開始等に伴う各種対応

新たな防災気象情報の運用開始等を踏まえ、洪水予報や警報等における名称変更、国管理河川への氾濫発生水位の設定など所要事項を修正（なお、今般の防災気象情報の見直しにより、本市における避難情報の発令基準の考え方等が変わるものではない）

## 【修正該当箇所】

章	項目	該当箇所	頁
第 10 章	第 1	指定河川洪水予報	18
第 11 章	第 3	氾濫危険水位等一覧	25
附属資料	13	特別警報・危険警報・警報・注意報の基準	-

## 2 水位周知河川及び水防警報河川の追加

水位周知河川及び水防警報河川に、河川管理者（県）により指定された名取川（茂庭人来田西から名取川頭首工まで）を追加

## 【修正該当箇所】

章	項目	該当箇所	頁
第 9 章	第 1	量水標等観測者及び通報先	17
第 10 章	第 2	洪水特別警戒水位（氾濫危険水位）到達情報	19
	第 3	水防警報	19-21
第 11 章	第 3	氾濫危険水位等一覧	25
附属資料	20	名取川洪水浸水想定区域図	(1/1)

## 3 中小河川の洪水浸水想定区域の公表

河川管理者（県）より、中小河川の洪水浸水想定区域図が公表されたことに伴い、本市における中小河川への避難情報の発令基準等を改正

## 【修正該当箇所】

章	項目	該当箇所	頁
第 11 章	第 4	避難情報の発令範囲及び開設避難所	26-27
附属資料	23,38	西田中川、萱場川、八乙女川、高野川、綱木川洪水浸水想定区域図	-

## 4 ダムの緊急放流等に伴う避難情報発令に関する見直し

ダムの緊急放流（異常洪水時防災操作）等が行われた際の避難情報の発令対象地域については、ダム管理者が示すダム下流浸水想定図を基本としていたが、ダム下流に連なる全ての中小河川の洪水浸水想定区域図が公表されたことを受け、今後は当該区域を対象として避難情報を発令する運用へ変更

## 【修正該当箇所】

章	項目	該当箇所	頁
第 11 章	第 4	避難情報の発令範囲及び開設避難所	26